

犯罪の被害にあわれた方へ

【被害者の抱える様々な問題】

犯罪の被害者は命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的被害だけでなく、

- ◇事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ◇医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ◇捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ◇周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。被害者の抱える問題の中でも精神的被害は深刻です。犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いのです。

心理的反応	身体的反応	感覚的反応
恐怖感 自責感 不安感 無気力 絶望感 孤独感 疎外感 怒り 復讐心	緊張 動悸 下痢 吐気 不眠 悪夢 食欲不振	感覚及び感情の麻痺 現実だという感覚がない 自分が自分でないと感じる 記憶力・判断力の低下

これは異常なことではなく突然の大きなショックを受けた後では誰にも起こり得ることです。周囲の人は被害者の心情を理解するよう努め責めたり無理に励ましたりすることなどを避けてください。被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持が大切です。

* 阿蘇市の各種相談窓口

■ 犯罪被害の総合的案内

犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介	福祉事務所(健康福祉課)	TEL. 2 2-3 1 6 7	月～金曜(祝・休日を除く) 9時～17時
----------------------------	--------------	------------------	----------------------

■ 女性・DVに関する相談は

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	福祉事務所(健康福祉課)	TEL. 2 2-3 1 6 7	月～金曜(祝・休日を除く) 9時～17時
女性が抱える様々な問題や悩みについての相談	福祉事務所(健康福祉課)	TEL. 2 2-3 1 6 7	月～金曜(祝・休日を除く) 9時～17時

■ 消費生活に関する相談は

消費生活に関するトラブルの相談	消費生活相談室(市民環境課)	TEL. 2 2-3 3 6 4	月～金曜(祝・休日を除く) 9時～17時
-----------------	----------------	------------------	----------------------

* 熊本犯罪被害者支援センター

- ・ 電話相談…専門的な訓練を積んだ支援者による相談を行います。
- ・ 付き添いなどの直接的支援…支援員による病院、法廷への付き添いなど直接的支援を行います。
- ・ 関係機関・団体等との連携による支援活動…警察をはじめとする関係機関・団体等と市民の立場に立った支援活動を行います。

その他支援者の養成、広報啓発活動、被害者グループへの援助を行います。

相談専用電話 096-386-1033 (受付平日10:00～16:00)